

港北区連合町内会 7月定例会

平成30年7月20日（金）午後3時00分から
港北区役所 1号会議室

会長あいさつ
区長あいさつ

【訂正のお知らせ】
5ページの「5「共同募金港北区だより」
の全戸配布について」の中で訂正箇所が
ありました。



議題

1 「東部方面斎場（仮称）整備通信 No.1」の発行について（情報提供） [資料1]

健康福祉局環境施設課 高岡 担当課長

本市では、超高齢社会の到来により、火葬需要の増加が見込まれます。これまで市営斎場の火葬枠を拡大するなどの工夫を行ってきました。しかし、それだけでは将来にわたる火葬の安定供給を確保することは難しいことから、鶴見区大黒町に新たな斎場を整備することになりました。今後、この整備通信で事業の進捗状況などをお知らせしてまいります。

今後の整備スケジュール（整備手法により変更する場合があります。）

平成30年度	基本計画策定、整備手法検討
平成31年度	火葬炉選定、基本設計、都市計画手続き、地質調査、実施設計 土木工事・建築工事等
平成37年度	供用開始

◆ **資料は送付しません。**

2 第11回菊名ウォータープラザまつりの開催の周知について（情報提供） [資料2]

水道局菊名水道事務所 渡邊 所長

第11回菊名ウォータープラザまつりを開催しますのでお知らせします。

(1) 日時 10月13日（土）10時から15時まで（小雨決行、荒天中止）

(2) 会場 菊名ウォータープラザ
港北区大豆戸町 155 番地

(J R 横浜線・東急東横線菊名駅から徒歩約 10 分)

(3) イベント内容

水道局のお仕事体験コーナー、スタンプラリー、ゆるキャラとの写真撮影、出店など

◆ 資料は送付しません。

3 「スタンドパイプ式初期消火器具」の補助金交付事業について（情報提供）

[資料 3]

椽木 総務課長

地域の初期消火力を高め、共助の取組や地域防災力の向上を図ることを目的に、港北区では今年度も消防局補助事業と連携して、「スタンドパイプ式初期消火器具」購入費の補助事業を実施します。

(1) 補助対象

- ・自治会、町内会及び地区連合町内会
- ・商店街等(今年度より補助対象に追加)

(2) 優先順位

順位 1 対策地域 (延焼の危険性が高い地域)	高田東一丁目・四丁目、綱島西五丁目、日吉本町四丁目、新吉田東五丁目・六丁目、菊名一丁目、篠原台町、篠原町、篠原西町、仲手原二丁目、篠原東一丁目～三丁目、富士塚一丁目・二丁目、錦が丘
順位 2 対策地域を除く 焼失棟数 1～5 棟未満	下田町二丁目～四丁目・六丁目、日吉本町一丁目～三丁目・五丁目、日吉一丁目・二丁目、高田西四丁目・五丁目、高田東二丁目、新吉田東一丁目・二丁目・七丁目、樽町一丁目・二丁目、綱島上町、綱島西三丁目・四丁目・六丁目、大曾根一丁目～三丁目、大曾根台、大倉山二丁目・五丁目・七丁目、大豆戸町、師岡町、菊名二丁目・五丁目・六丁目、篠原北一丁目、仲手原一丁目、岸根町、鳥山町、小机町
順位 3 焼失棟数 0～1 棟未満	上記以外の町丁目

※ 多くの町内会等に補助を行うため、平成 30 年度に消防局事業で補助対象となった町内会等は対象外とします。また、平成 27 年度から 29 年度にかけて港北区事業で補助対象となっていない町内会等を優先とします。

- (3) 補助内容
購入するスタンドパイプ式初期消火器具の購入費の2/3を区役所が補助します。
(補助上限額 20 万円)
- (4) 申請手続き
ア 申請期限：9月3日(月)～10月31日(水)
イ 提出先：港北区役所総務課 防災担当 (電話：540-2206)
ウ 申請書類
 (ア) 初期消火器具等整備費補助金交付申請書
 (イ) 初期消火器具等設置位置図
 (ウ) 見積書の写し
 (エ) 土地及び施設の使用承諾・許可書等の写し(町内会館に設置の場合は不要)
- (5) 使用方法の習熟
補助対象となった場合には、スタンドパイプ式初期消火器具を使用した訓練を行っていただきます。

◆ 合同メールで自治会町内会長あてに送付します。

4 平成30年12月1日付民生委員・児童委員の推薦について [資料4]

秋元 福祉保健課長

民生委員・児童委員の欠員補充のため、該当の自治会町内会においては地区推薦準備会を開催し、候補者を御推薦いただきますよう、自治会町内会の御協力をお願いします。

- (1) 選出報告書提出期限 9月21日(金)まで
(2) 委嘱式 12月1日(土)

◆ 7月下旬に該当の自治会町内会あてに直接お送りします。

5 「建築物の既存の塀(ブロック塀や組積造の塀)の安全点検」に関する市民への周知について(回覧依頼)【市連会報告】[資料5]

建築局 島 建築指導部長

6月18日に発生した大阪北部を震源とする地震は、小学校プールのブロック塀が崩壊し、通学途中の児童が死亡する痛ましい事故を引き起こしました。

そのため、国土交通省から学校設備以外の一般建築物に対しても注意喚起を行うよう要請があり、ついでには、安全点検をするためのチェックポイントを周知するため、資料の回覧を依頼します。

(1) チェックポイント (概要)

ア 外観のチェックポイント

次のうち、不適合が一つでもあれば専門家に相談しましょう。

塀の高さ (2.2m以下か)、塀の厚さ (10 cm以上か)、控え壁の有無、コンクリート基礎の有無、塀の健全性 (傾きやひび割れの有無)

イ 内側のチェックポイント

塀に鉄筋は入っているか、基礎の根入れ深さは 30 cm以上か

(2) 問合せ先

建築局情報相談課

TEL 671-2953

◆班回覧のお願い (合同メールで自治会町内会あてに送付します。)

6 お知らせ及び依頼事項等について

小野 地域振興課長

◆市民意見募集の実施について (合同メールで自治会町内会あてに送付します。)

- 1 「第3期横浜市教育振興基本計画」素案のパブリックコメント実施について
(情報提供) 【市連会報告】 [資料6-1]

本市教育委員会は、平成30年2月に策定した「横浜教育ビジョン2030」の具現化に向けたアクションプランとして、今後5年間の活動を「第3期横浜市教育振興基本計画」に定めます。素案に対する市民の皆様からのご意見を募集します。

(1) 受付期間

9月14日(金)～10月15日(月)

(2) 配布場所

区役所(広報相談係)、市役所市民情報センター、図書館などの他、市ホームページに掲載します。

(3) 意見の提出方法

- ・電子メール (ky-box@city.yokohama.jp)
- ・郵送 〒231-0017 横浜市中区港町1-1
横浜市教育委員会事務局教育政策推進課あて
- ・FAX 045-663-3118

(4) 問合せ先

横浜市教育委員会事務局教育政策推進課

TEL 671-3617

◆掲示のお願い（合同メールで自治会町内会あてに送付します。）

※掲示スペースが許す限り掲示していただくようお願い申し上げます。

2 Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018 開催周知について（掲示依頼）【市連会報告】

[資料6-2]

(1) 開催期間 8月4日（土）～9月30日（日）

(2) 会場 市内全域

3 港北芸術祭「オーストリア・アルプス音楽」公演の周知及びチラシの掲示

[資料6-3]

(1) 実施日時 10月14日（日）15時開演（14:30開場）

(2) 会場 港北公会堂

(3) 入場料 前売券 一般 2,000円 中学生以下 1,000円
当日券 一般 2,500円 中学生以下 1,500円

(4) 前売券販売開始日 8月1日（水）

4 消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」の掲示[資料6-4]

◆全戸配布依頼（8月下旬に広報配布責任者あてに送付します。）

5 「共同募金港北区だより」の全戸配布について（協力依頼）【市連会報告】

[資料6-5]

~~協力依頼について今月合同メールで自治会町内会長あてに通知します。~~

7 行政機関からの情報提供等

(1) 港北警察署

- ・港北区内犯罪発生状況
- ・交通事故概要
- ・港北FBI通信（振り込め詐欺撲滅インストラクター）

(2) 港北消防署

- ・港北消防署インフォメーション
- ・港北区内の火災・救急状況について

(3) その他

◆7月の合同メールは7月23日（月）に発送します。

◆港北区連合町内会定例会の資料は、ホームページに掲載しています◆

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/sinkou/kurenkai/>

港北区連合町内会 定例会資料

で 検索

